

2017年度目録委員会記録 No.2

第2回委員会

日時：2017年5月13日（土）14時～17時

場所：日本図書館協会

出席：渡邊委員長、木下、河野、田代、津田、野美山、村上、横山

<事務局>三浦

[配布資料]

1. 検討課題リスト（序説～個別資料）（8ページ-A4、横山委員）
2. 付録#A.2 大文字使用法（15ページ-A4、村上委員）
3. 大文字使用法に関する参考資料（5ページ-A4、村上委員）[机上配布]
4. 付録B 三次元資料の種類を示す用語と用いる助数詞（7ページ-A4、野美山委員）
5. 付録F 用語解説 統合版（Excel）暫定リスト（公開済暫定案に収録していないエレメント）（2ページ-A3、木下委員）
6. 付録F 用語解説 統合版（Excel）統合リスト（公開済暫定案に収録していないNCR873版の用語）（7ページ-A3、木下委員）
7. 読みの問題に関するメモ（2017.5）（1ページ-A4、渡邊委員長）
8. 2017年度第1回目録委員会記録（案）（4ページ-A4）
9. 2016年度第11回目録委員会記録（2ページ-A4）

[報告事項ほか]

1. 議事録の確認
 - ・2017年度第1回の記録（資料8）を再確認した。
2. 東京検討集会（5月12日）の終了について
 - ・記録を作成する。『図書館雑誌』7月号に意見・質疑を紹介した記事を掲載する。
 - ・当日配布の資料集 p.91 の「#7.7～#7.14 説明・管理要素」の1行目「団体の典拠コントロール」は誤植であり、「家族の典拠コントロール」に修正する必要がある。

[検討事項]

1. NCR2018年版の検討課題の再整理
 - 資料1について、掲載事項を確認した。
2. 付録A.2 大文字使用法について
 - 資料2、3に基づき検討した。
 - ・大文字使用法の指針は、RDA その他のいくつかの標準的方法によるものを推奨する旨の簡略な規定に収められるとよい。具体的な参考文献に触れることは避けたい。目録作成作業によく参照される *A manual of European languages for librarians* への言及が検討されたが、これはAACR 2時代に刊行されたものである。RDAの定める記録方法と異なって

いるならば問題であり、また言語名が古い。

・翻字を通則に置いたが、別に立項すべきか再検討する。注意が必要なのは、アラビア語とヘブライ語の冠詞にとどまるため、あえて翻字について詳しく規定せず、例示で対応することも考えられる。

・ローマ字の場合、大文字使用法はどのように行うべきか。読みをローマ字で記録する場合と、情報源から転記する場合とに分けて検討する必要がある。また、英語と日本語とが交じった語句（漢字仮名まじり形）における大文字使用法を規定する必要がある。

→読みのローマ字形： 文頭と固有名詞の語頭は、大文字にするというルールが良い（NDLの運用どおり）。

→転記の場合： ラテン文字と日本語とが交じったタイトルにおいて、資料に「UNIVERSITY PRESS 選書」と表示されている場合、「UNIVERSITY PRESS 選書」と全て大文字で記録するという記録方法を探るデータ作成機関がある。今回、漢字仮名まじり形における規定を立項し、①読みのローマ字形と同じルールにするか、②情報源に表示されているとおりに転記するか、③双方を認めた上でどちらを本則・別法とするか—いずれかの方法で定める必要がある。

3. 付録 B 三次元資料の種類を示す用語（追加分）と用いる助数詞について

資料 4 に基づき検討した。

・基本的に、現 NCR の「別表 特定資料種別一覧表」（p.240-242）と「付 特定資料種別の数量表示（单位名称・助数詞）について」（p.243-244）をそれぞれ継承する（後者は前者の付表として扱う）。なお、両者の間に齟齬がないか確認する。

・「#2.17.5 三次元資料の数量」の規定のとおり、三次元資料の助数詞は、一般的には「点」を使用すると考えてよく、この付録 B は必要に応じて参照されるものである。

4. 付録 F. 用語解説について

資料 5、6 をもとに、目録委員会暫定案（2017 年 4 月 21 日）に今後追加する用語の検討を行った。

・現 NCR の付録「用語解説」に掲載されている用語のうち、2018 年版では出現しない用語や序説以外には出現しない用語の掲載は見送る（例：CD-I、カード目録、書誌的記録）。

5. 読みの規定の再検討

資料 7 に基づき、特に関西検討集会において和中幹雄氏（情報組織化研究グループ）「『日本目録規則（NCR） 2018 年版』（仮称）への期待と要望」で示された提案や課題から、次の論点を整理し検討した。

<論点①> 文字種の規定を「#1.12 統制形の記録」に置く現案では、非統制形アクセス・ポイントに対する読みの規定がない、突き詰めれば、体現形のタイトルの読みの規定がない、ということが、最大の論点と思われる。MARC 21 を例に考えてみる。1 著作・1 体現形の場合、おそらく統一タイトル（240 : Uniform Title）を作成しないと思われる。その場合、本タイトル（245 : Title Statement）に与えられる読みは、著作のタイトルの読みと捉えてよい。一方、統一タイトルが作成される場合、240 に与えられる読みは、著作の

タイトルの読みであり、245 に与えられる読みは、体现形のタイトルの読みと考えざるをえない。やはりこの体现形のタイトルの読みを規定する必要があるのではないか。これを規則上どのように位置づけるか。

<論点②> 読みの付与における文字種の種類分けとその名称が分かりにくい。これは、目録委員会でもかねてから議論となっている。(今回の委員会ではあまり議論しなかった。)

【全体的な方向性】

- ・ 読みを独自のエレメントとして設定することはしない。
- ・ 読みを必須としないという考え方については、反対意見が多く予想される。

【論点①について】

● 体现形のタイトルの読みを異形タイトルに含めて扱うのは妥当か

- ・ 読みを異形タイトルとして扱うならば、表記形との対応をどのように担保するかという点が問題となる。

- ・ MARC 21 では、\$6 で対応関係が分かる仕組みとなっている。

| | |
|--------|---|
| 245 00 | 6 880-01 a 愛と人生をめぐる言葉 |
| 740 0 | 6 880-03 a 愛と人生をめぐる断想 |
| 880 00 | 6 245-01/\$1 a アイ ト ジンセイ オ メグル コトバ |
| 880 00 | 6 245-01/(B a Ai to jinsei o meguru kotoba |
| 880 0 | 6 740-03/\$1 a アイ ト ジンセイ オ メグル ダンソウ |
| 880 0 | 6 740-03/(B a Ai to jinsei o meguru danso |

なお、880 の名称は、Alternate Graphic Representation である。(740 は Uncontrolled Related/Analytical Title。)この 880 には、読みだけではなく、翻字(キリル文字に対するラテン文字など)も記録する。

- ・ 民間 MARC では、読みを与える可能性のあるエレメントについて、表記形を記録するフィールドに必ず、その読みを記録するフィールドが一对一の関係で 1 セットとなるように設定されている。対応関係を特定できるという意味では、上記 MARC 21 の 880 と同じである。

- ・ 規則上は、読みを異形タイトルに含めて規定すればよいのではないか。わが国の書誌・典拠データで読みをどこに記録するか、異形タイトルとは別の何かのフィールドに記録するかは、各データ作成機関が決めればよいという考え方を採ることはできないか。

- ・ 読みの規定が、統制形にのみある場合、

著作の優先タイトル

著作の優先タイトルの読み ⇒ 著作の異形タイトル

体现形のタイトル(本タイトル) ⇒ 著作の異形タイトル

体现形のタイトル(本タイトル)の読み ⇒ 著作の異形タイトル

と考えられる(体现形のタイトルが著作の優先タイトルと異なるとき)。なお、体现形の典拠形アクセス・ポイントは、著作の典拠形アクセス・ポイントに体现形の識別要素を付加して構築することになると思われる。本タイトルがそのまま体现形の典拠形アクセス・ポイントになるわけではない。

・識別という観点で考えると、体現形の識別は、転記されるタイトルでのみ行われ、読みがなければ体現形と識別できないというものではない。体現形のタイトルの読みを記録する目的は、発見のためであって、識別の役割はないという点で、著作の優先タイトルの読みからは一段劣ると考えられる。転記するエレメントに読みを与えるのは、検索・アクセスのためである。

・日本語の場合、表記形と読みが不可分の一体として、実体を識別するというイメージで考えたい。実際に、両者を合わせて典拠形としている機関がある。そのため、読みを表記形と分離して、異形タイトルや異形名称に吸収してしまうのは避けたい。

・読みは、表記形から単純に音を一对一の関係で移して表わすものではなく、意味（の相違）を含むものであるため、外国語の翻字（異形タイトルとして記録）と同列に扱うべきではないと考える。

←例えば、アラビア語の翻字でも意味の相違を反映する場合があります、日本語の読みだけを特殊なものとして扱う考え方には疑問がある。翻字と読みを同列に扱ってもよいのではないか。（なお、NACSIS-CATの慣行では、韓国語、サンスクリット語、東南アジア諸語など分ち書きのない言語については、日本語の読みを記録するフィールドに、原綴で分ち書きしたものを入力する。翻字は、別のフィールドに記録する。）

●体現形における読みの役割

・体現形における読みは、検索・アクセスのために記録していると考えるのであれば、翻字と同じ扱いと考えられるのではないか。翻字は識別のためではなく、検索の便宜のために、カタログ（データ作成機関）が適宜判断して行うものである。

・シンプルに考え、現実には読みを与えているエレメントには、読みを一律規定してほしい。
←読みを与えるエレメントは、データ作成機関により異なる。NACSIS-CATでは、体現形に該当するエレメントにおいて、読みの付与対象はタイトルに限られる。

←責任表示や出版者の読みを記録しているデータ作成機関がある。このように表記形に読みを与えるのは、アクセスの便宜のためと考えられる。書誌レコード上、典拠形とその読みは、個人・家族・団体の典拠形アクセス・ポイント（関連として記録）において与えられる。一方、責任表示に記録された表記形の読みが、典拠形の読みと異なる場合、責任表示の読みを書誌レコード上に記録しておかなければ、表記形の読みでその書誌レコードを検索させることができない（検索において、典拠レコードを介する仕組みを持たない場合）。

・体現形について読みの規定を設けるとしても、詳細なものは設けず、体現形の通則に数行示す程度でよいと考える。

・体現形のタイトルの読みの規定は、不要ではないか。

・読みの規定は、著作にも不要であり、個人・家族・団体・場所に限るように考えられないか。（著作については、タイトルの読みが識別に決定的な役割を果たす場合があまりないと思われる。）

次回以降の委員会の予定

6月10日（土）

7月8日（土）

以上